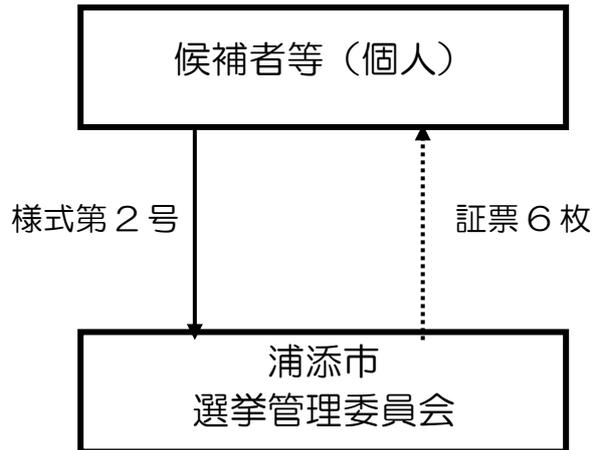


立札及び看板の類の証票の交付手続

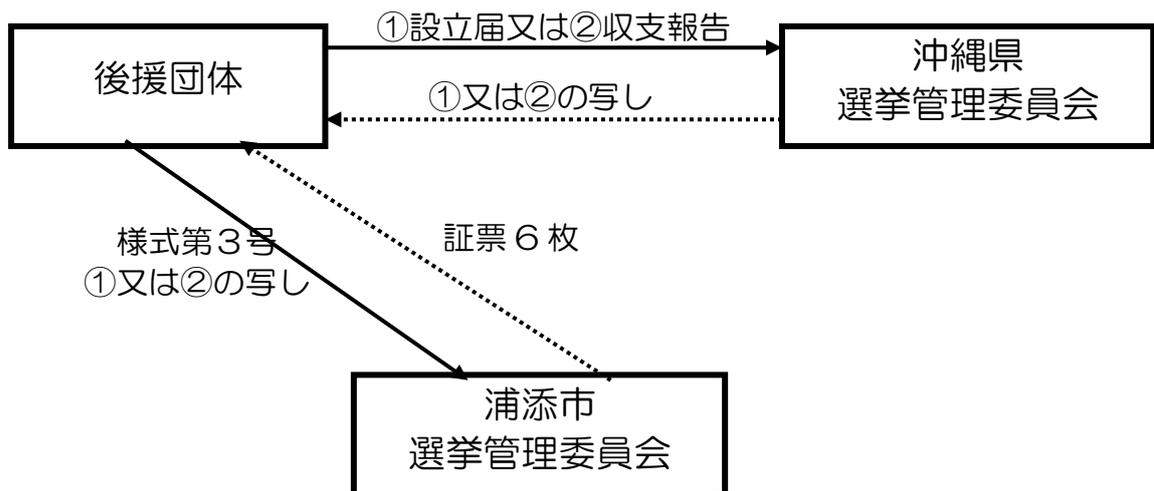
(市議会議員・市長選挙)

※浦添市選挙管理委員会が交付する証票の有効期限は4年

1, 候補者等(個人)



2, 後援団体(政治団体)



様式第3号(申請者が後援団体の場合における証票交付申請書)

証 票 交 付 申 請 書

年 月 日

浦添市選挙管理委員会委員長殿

後 援 団 体 の 名 称 印

代 表 者 の 氏 名 印

主たる事務所の所在地
(電話)

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第3条の規定により、証票の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 推薦し又は支持する候補者等の

氏 名

住 所

(電話)

職 業

2 政治団体としての届出先

(※政治団体設立届又は収支報告書の写しを添付すること。)

3 証票交付申請枚数 _____ 枚

4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地、並びに事務所ごとの立札及び看板の枚数に関する事項

事 務 所 の 所 在 地	枚 数	事 務 所 の 所 在 地	枚 数

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は _____ 枚です。

年 月 日

候補者等の氏名

印

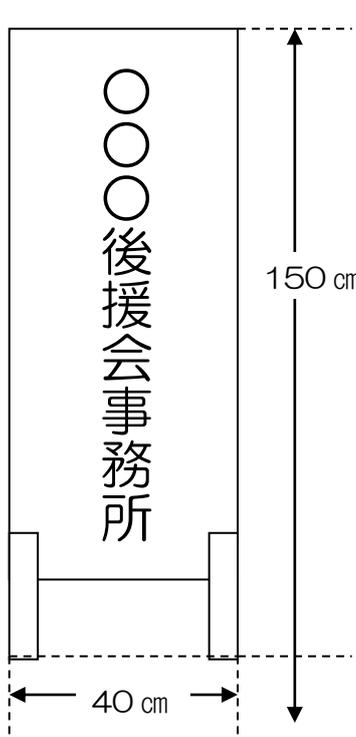
政治活動用立札及び看板の証票について

《数量及び規格》

1. 立札及び看板の類は、後援団体のすべてを通じ6個に限られます。この立札及び看板の類は、浦添市選挙管理委員会が交付した証票を付けなければなりません。
証票を付けたものであっても後援団体の一事務所ごとに通じて2個までしか掲示できません。
2. 立札及び看板の類について、大きさは縦 150 センチメートル、横40センチメートルを超えてはなりません。この立札及び看板の類は後援団体の事務所以外の場所には掲示できません。例えば「〇〇〇後援会事務所」という立札又は看板を畑や野原の真中とか街角に立てることはできません。
3. 立札及び看板等の両面使用は、2個として計算されるので証票は両面に付けなければなりません。

《記載内容等》

1. 選挙運動にわたるものであってはなりません。スローガンを書き込む場合は、選挙運動とみなされないものに限りです。
例えば、△△党公認〇〇〇〇、△議会議員候補者〇〇〇〇、投票を依頼するキャッチフレーズなどは、選挙運動とみなされます。
2. 選挙運動期間中に新たに掲示することはできません。また証票交付事務も行いません。
特に候補者等の氏名等を冠した後援団体は有効期限を確認してください
(浦添市の証票の有効期限は4年)



注意

左の立札・看板の類の大きさは、字句の記載されている部分のみでなく、足を付けた場合は、その足の部分も含まれます。
足の部分も含めて 150 cm に 40 cm を超えてはなりません。

浦添市選挙管理委員会
〒901-2501 浦添市安波茶 1 丁目 1 番 1 号
851-5058(直通)
876-1234 内線 7161・7164